

緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付金の支給要件の見直し(回答)

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答 —

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：堀田力）に諮り、その意見を踏まえて、平成 22 年 9 月 13 日、厚生労働省に対しあっせんし、平成 23 年 3 月 11 日、同省から回答を受領しました。

(行政相談の要旨)

訓練・生活支援給付金（※）の支給要件を、何故、訓練最終月だけ最初の訓練日数 10 日間の 8 割以上の出席としなければならないのか納得できない。

※ 訓練・生活支援給付金とは、雇用保険を受給できない方を対象に、職業訓練期間中の生活給付として支給する給付金（以下「支援給付金」という。）

(あっせん要旨)

厚生労働省は、次の事項について検討する必要がある。

1. 支援給付金の支給要件を、訓練への出席状況、訓練修了の成果を考慮したものに見直すこと。

〈本行政相談時の支給要件〉

訓練最終月は、前月の訓練日数の 8 割以上の出席に加え、訓練最終月の最初の 10 日間の 8 割以上の出席が必要

2. 新たな求職者支援制度においても、上記①と同様の点を踏まえた支給要件とすること。
3. 支援給付金の支給申請から支給までの期間を短縮すること。

(回答要旨)

厚生労働省では次の措置を講じた。

1. 支援給付金の支給要件を、次のとおり見直した。
 - ① 訓練最終月の支給要件を、前月の訓練日数と最終月の最初の訓練日数 10 日間を通算した期間の 8 割以上の出席に改正（平成 22 年 8 月から適用（※ 1））
 - ② 前月と訓練最終月の各訓練日数の 8 割以上出席した場合にも最終月の支援給付金を支給するよう改正（平成 23 年 2 月 1 日以降に修了するコースから適用）
2. 今国会に「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律案」を提出。支給要件等の具体的な内容は、当省のあっせん内容を踏まえ、今後、検討
3. 中央能力開発協会の事務処理体制を拡充して、審査期間を短縮（7 日～11 日を 2 日～8 日に短縮）。これにより、支給期間を短縮（※ 2）

※ 1 本改正は、本行政相談を契機に、厚生労働省において検討し、当省のあっせん前に講じられたもの

※ 2 支援給付金支給の流れ = 各訓練実施機関が申請書を受付・取りまとめ → ハローワークが申請内容を確認 → 中央能力開発協会が申請内容を審査・決定 → 支給



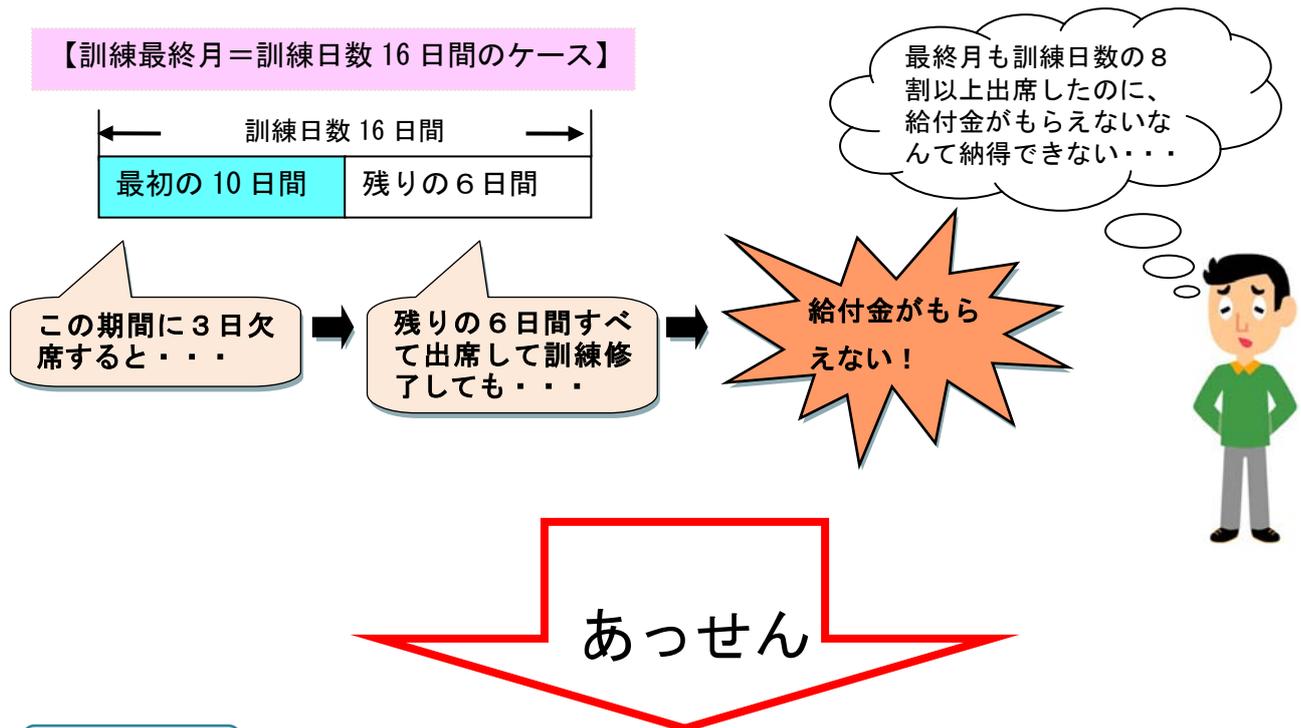
担当部局：総務省行政評価局行政相談課
連絡先：行政相談業務室長 羽室 雅文
電話：03-5253-5425（直通）
FAX：03-5253-5426
E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

緊急人材育成支援事業における訓練・生活支援給付金の支給要件の見直し

あっせん前

訓練最終月も訓練日数の8割以上出席して訓練を修了したにもかかわらず、最初の10日間の8割以上出席しなかったため、給付金が受けられなかった。

【訓練最終月＝訓練日数16日間のケース】



措置状況

- ・訓練最終月の支給要件を、「前月の訓練日数と最終月の最初の訓練日数 10 日間を通算した期間の 8 割以上の出席」に改正
- ・前月と訓練最終月の各訓練日数の 8 割以上出席した場合にも、最終月の支援給付金を支給
- ・事務処理体制の拡充による審査の迅速化を図り、支援給付金の支給期間を短縮

【訓練最終月＝訓練日数16日間のケース】

